

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

名古屋市長

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第22第1項の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域を次のとおり指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

（1）指定範囲

一級河川庄内川水系堀川の河川区域内で別図に示す区域

（2）指定年月日

令和5年11月10日

2 都市・地域再生等占用方針

（1）占用の許可を受けることのできる施設

準則第22第3項第2号に掲げるイベント施設

（2）許可方針

別添許可条件参照

3 都市・地域再生等占用主体

準則第22第4項第1号に掲げる者（準則第6に掲げる占用主体）

令和5年11月10日

（緑政土木局河川部河川管理課）